

## NISAの勧誘競争

今、金融機関から皆様のお手元にNISA（日本版少額投資非課税制度〈ニーサと呼びます〉）の口座をその金融機関で開きましょうという勧誘案内が来ているかと思います。

ご承知のように、上場会社の株式の売却益や受取配当金の税金は他の事業所得や給与所得とは分離されて今年いっぱい10%の分離課税で済んでいます。これが来年の1月からは20%の本来の税率に戻ります。それだけでは証券市場の魅力が下がります。

今年の12月末で上場会社の株式売却益や受取配当金の税率10%が終了し、平成26年から20%に上がるということは、例えば配当で見れば、1年間に10万円の配当があつて、今までは10%の税金で9万円が手取りだったのに比べて、来年からは20%の税金に変わり、同じ10万円の配当とはいっても手取りは8万円ということになれば、証券市場に対する魅力や需要がそれだけ減ることになります。

対応策として来年の1月からはマル優に似た制度として、証券投資に対する投資非課税制度が始まります。この制度をNISA（ニーサ 少額投資非課税制度）といいます。

このポイントは

- ①個人が証券会社などの金融機関を1つしか選べないこと。
- ②NISAの取引口座では、上場株式や投資信託の売却益や受取配当金について非課税であること。

というのが、売り文句です。

条件が付いていまして、投資できるのは毎年100万円に限られること。この100万円というのは、100万円新たに投資するという意味です。

すでに持っている投資信託や株券をNISAの口座に移すことは出来ません。そして、次の年はまた100万円新規に購入していくというやり方です。

毎年100万円ずつ購入していくという制度は少なくとも10年間は続くと法律上はなっています。

ただし、最高限度額は500万円までです。というのは、この非課税制度は例えば来年平成26年度に行った100万円の投資の非課税は5年間しか続かないからです。従って、預けられる最高金額は500万円までという事になります。

この制度はイギリスで普及しているISA（個人貯蓄口座）をモデルとした制度です。イギリスでは、国民の約4割がISAを利用し、資産形成に役立てているとのことであります。

つまり、日本で1000万人の人がこれを利用するとすれば、毎年100万円×1000万人 10兆円のお金が証券市場に流れ込むということになります。それも当面は売却せず買う一方ということになります。

この制度を作ることによって、証券市場を活性化していこうというのが目的です。ただし、証券市場の取引では損失が出る事もあります。

現在の証券税制では、一つの証券口座で生じた損失は他の証券会社の特定口座や一般口座で預けている株式等の売却益や受取配当金の金額と相殺出来ることになっています。

ところが、このNISAの口座については非課税口座で損失が発生しても、その他の特定口座や一般口座の利益と損益通算は出来ません。また、非課税口座で損失が発生しても3年間の繰越し控除は使えません。

さらに、5年間の非課税期間の終了時、特定口座や一般口座に振り替える時は一旦そこで売買したものとしてみなされます。つまり、税制上単純に売買せずに他の特定口座や一般口座に振り替えるとしてもその時点の単価で精算し、再度取得したことになります。

《NISA口座 1000円で購入》

NISA終了時に700円に値下がりしていたので、NISA終了後も特定口座で所有し続けることにする。

NISA終了時の時価700円で損失300円が発生したとみなされる。これは、他の売却益や受取配当と通算不可。

NISA終了後の特定口座では、700円で購入した形になる。

実質的な塩づけが出来なくなります。このNISAという制度は右肩上がりの株価を前提に設計されているように思われます。

このような税務上の取扱いは重要ではないと考えているのか、いくつかの金融機関から送られてくるパンフレットには書かれていない事もありました。さすがに、大手証券会社のパンフレットには記載されていました。

どのような金融機関を選べばいいのかということを考える時の参考にしてください。